

西東京・住基ネット知らない! ニュース

2007年8月20日発行 vol.21 <http://www1.jca.apc.org/juki85/jukisoshoNishiTokyo/>

発行：住基ネット訴訟・西東京の会（連絡先 / 小崎 tel&fax 042-464-5481, 柳田 tel&fax 042-461-3246）

jjukisosyo@yahoo.co.jp 会費、カンパ振込先：住基ネット訴訟・西東京の会 / 郵便振替 00170-9-777564

国賠訴訟 第16回口頭弁論 判決言い渡しは10月22日 判決前に原告団の全体会を開催し、対応を検討

西東京市を被告とする住基ネット国家賠償請求訴訟（国賠訴訟）は7月9日ついに結審、判決言い渡しは10月22日に決まりました。

9日に東京地裁で開かれた第16回口頭弁論で、原告側は準備書面（14）を提出、前回弁論での証人尋問を受けて、改めて原告の主張が裏付けられたことを主張しました。裁判長はなぜかすでにいったん却下していたはずの藤本一男作新学院大教授への証人申請を再度合議、これを改めて却下すると審理を終結し、次回判決を言い渡すことを告げました。

判決次第で控訴するかどうかの判断を

これまでの審理の経過や取消訴訟の判決を考えると、原告にとっては厳しい判決が予想されます。判決によっては、当然、東京高裁への控訴も想定しておかなければなりません。その場合、判決を受けてから2週間以内に手続きを完了させる決まりです。今回の国賠訴訟は124名というたくさんの市民によって原告団が構成されていますが、判決言い渡しの後、わずかな時間で全員の意見を集約することは非常に困難です。

そこで予想される判決を予め想定し、事前にある程度の対応を準備するための全体相談会を9月29日（土）にもつことにしました。

全体会に関口・国立市長を招きます

全体会では弁護団から裁判の経過と予想される判決についての解説を受けるほか、4月に初当選し、住基ネットからの離脱を継続している国立市の市長・関口博さんのお話も聞きます。

私たちの「首長も喜ぶ脱住基ネット裁判」では被告西東京市（市長）は原告住民との議論を深化させず、もっぱら国頼み。自治体として独自の判断をした国立市とは大違いです。関口さんから国立市の状況を聞き、私たちが裁判を続ける意味を改めて考えてみたいと思います。ぜひ、ご参加ください。

なお、控訴するかどうかは個々人の自由です。この場では控訴手続きなどの説明も行い、控訴の意思が明確な方には、あらかじめ委任状をいただく準備もいたします。

判決後の10月27日（土）には、改めて会をもち、正式な対応を決定します。 (H)

原告団全体相談会 関口・国立市長来たる!!

9月29日（土）午前10時～ 保谷公民館第3会議室（西武柳沢駅南口）
判決言い渡し

10月22日（月）午後1時30分～ 東京地裁713号法廷 **注目!**
控訴検討会

10月27日（土）場所・時間未定

原告準備書面(14)

菅野証言はまさに原告の主張と同じ

西東京市職員の菅野照光さんの証言は、これまでの裁判で市が主張していたこととは相いれず、むしろ原告の主張を裏付ける内容でした。原告の最終準備書面となった準備書面(14)では、菅野証言に基づいて、改めて原告の主張を補強するものです。この準備書面の要旨を掲載します。

自己情報コントロール権の保障

被告主張.....「自己情報コントロール権は実体法上の権利とはいえない」「西東京市の個人情報保護条例でも具体的な規定はない」。

菅野証言.....しかし条例にある開示請求権や利用停止請求権などは、自己情報コントロール権の内容を示すもので、菅野証人は、条例が自己にかんする個人情報の開示、訂正、削除、中止請求などの権利を認めるものになっていることを認め、「これは市が自己情報コントロール権が保障されるということを考えて定めたものではないのか」との問いに、「そうだと思います」と答えた。

4情報の保権について

被告主張.....「(個人の氏名・性別・生年月日・住所の)4情報は個人を識別するための単純な情報にすぎない」「秘匿の必要性はそれほど高くない」。

菅野証言.....「個人情報の取り扱いはそれぞれの所管課長が判断すること」「例えば市民課の住民基本台帳の中の4情報についての取り扱いがどうか、西東京市の中においては西東京市の条例に基づいて判断させていただきます。ですから、これは個人情報として重要なものだというふうに理解しています」と証言。これは原告主張と同じ。

個人情報保護のあり方について

被告主張...4情報などがプライバシーとして保護されるかどうかは「個別の事情を勘案すべきでなく、社会通念に従った類型的判断がされるべき」。

菅野証言.....DV被害者などによる閲覧制限の要望について「要綱で運用して、きちんと外部に漏れないような対応をしております」として、個別事情を勘案している現場での実態を認める。

住民票コードの秘匿性

被告主張.....コード番号は「11桁の数字であるに過ぎず」「秘匿の必要性が高度であるなどということとはできない」。

菅野証言.....住基法の規定で他人に記載事項証明を求めた際には番号が記載されないことや、民間に対する告知要求が禁止され罰則規定などがあることについて、法は単なる数字ではなく秘匿性が高いものであることを想定しているのでは、との問いに「閉ざされた環境の中で取り扱う、そのためにそういうふうな11桁のコードを使うと認識しています」として、間接的な表現ながら、保護の必要性を認める。

住民票コードのデータベース化

被告主張.....データマッチングは法で禁止されているから「住民票コードの利用が民間においても広まっていく蓋然性が高いなどということはありません」。

菅野証言.....法律上禁止されていることと、実際に危険が生じないかどうかは別問題では、との問いに「判断としては、別問題だというふうに、私も思います」。

費用対効果、第三者機関など

菅野証言.....住基ネットのメリットと宣伝された「付記転出入」について、件数は「正確には記憶しておりませんが、非常に少ないままであるというふうに認識しています」。利便性を広げるとしながらも実態はとくに便利でないのでは、と追及されると「お客様の選択におまかせするというのが、私の立場です」。また証人は、住基ネットの適正な運用を確保する第三者による監視機関が存在しないことを知らなかった。

よてい表

国賠訴訟 判決言い渡し

10月22日(月) 13時30分～
東京地裁713号法廷

活動日誌

6/17 住基ネット・西東京の会 総会
7/9 国賠訴訟第16回口頭弁論